

#### 第4回 憲法と人権の限界（2）

今回は、次の2つの問題について、議論します。

- (1) 公務員や刑事施設に収容されている者など、国家と特別な関係にある私人に対する人権保障は、どのように考えるべきでしょうか。
- (2) 憲法が、本来、国家と私人との関係を規律するものであるとしても、憲法の人権規定は、私人相互間ではまったく適用されないのでしょうか。

##### 1. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由（国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条）や労働基本権（国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条）に制限がある。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする(猿払事件最高裁判決(最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁))。
- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤労条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、(3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらし、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする(全農林警職法事件最高裁判決(最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁))。

○ 猿払事件最高裁判決（最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁）

北海道猿払村の鬼志別郵便局に勤務する郵政事務官（当時の郵便局の職員は、国家公務員であった）Y は、1967（昭和 42）年の衆議院議員選挙に際し、日本社会党（現在の民主党と社会民主党の前身）を支持する目的で同党公認候補者の選挙用ポスターを自ら掲示したり、掲示を依頼して配布したりした。この Y の行為が、国家公務員法 102 条 1 項及びそれに基づく人事院規則 14-7 第 5 項 3 号、6 項 13 号に違反するとして、国家公務員法 110 条 1 項 19 号に基づき、Y は起訴された。

第 1 審は、非管理者である現業公務員が、勤務時間外に国の施設を利用することなく、公正を害する意図を有さずに政治的行為を行う場合、その弊害は著しく小さいものであり、これに対する刑事罰は相当性を欠くとして、Y に無罪を言い渡した（旭川地判昭和 43 年 3 月 25 日判時 514 号 20 頁）。検察官は、控訴したが、控訴審でも棄却されたので（札幌高判昭和 44 年 6 月 24 日判時 560 号 30 頁）、さらに上告した（最高裁判所の判断は、上述のとおりで、原判決を破棄し、被告人を有罪とした）。

○ 全農林警職法事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁）

農林省（現在の農林水産省の前身）の労働組合である全農林労働組合の幹部 Y らは、1958（昭和 33）年の警察官職務執行法の改正に反対する統一行動の一環として、同年 10 月 30 日から 11 月 2 日にかけて、組合の各県本部等に宛てて同年 11 月 5 日の正午出勤を指令し、同日午前に行われる職場集会への参加を慫慂した。同日には、農林省玄関前にピケが張られ、組合員約 3,000 人が勤務時間内集会に参加した。Y らは、その行為が国家公務員法 98 条 5 項（昭和 40 年改正前のもの）の禁止する違法な争議のあおり行為に該当するとして、同法 110 条 1 項 17 号違反で起訴された。

第 1 審（東京地判昭和 38 年 4 月 19 日判時 338 号 8 頁）では無罪とされたが、控訴審（東京高判昭和 43 年 9 月 30 日判時 547 号 12 頁）では有罪となったので、Y らが上告した（最高裁判所の判断は、上述のとおりで、上告を棄却した）。

## 2. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する規範ではないが、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定してしまうことになるので、判例は (3) の立場を採っている（三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁））。

○ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）

X は、入社試験の際に大学在学中の学生運動歴等を秘匿して Y 社に入社したが、3 か月の試用期間中に、入社試験の際の身上書への虚偽申告や面接での虚偽回答が判明したため、試用期間の満了とともに本採用を拒否された。そこで、X は、その告知を無効として、Y に対して、雇用契約上の地位の確認と賃金の支払いを求める訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 日本国憲法第 3 章の規定は、専ら国と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定していない、(2) 私的な人権侵害の態様が社会的許容限度を超えるときは、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条等の適切な運用によって、私的自治と人権保障との適切な調整を図る方法もある、(3) 企業者には、憲法 22 条、29 条等により、営業の自由や財産権が保障されており、企業者が、いかなる者をいかなる条件で雇用するかについては、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由であるから、特定の思想・信条を有する者の雇入れを拒むことができると判示した(X の請求を認容した控訴審判決（東京高判昭和 43 年 6 月 12 日判時 523 号 19 頁）を破棄し、事件を東京高等裁判所に差し戻した)。

 **基本問題**（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

問 4 - 1 一般職公務員の政治活動の自由について論ぜよ。一般の国民と異なる規制を認めるべきか。

問 4 - 2 憲法の私人間効力が求められるようになった背景について、整理せよ。

 **応用問題**（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

問 4 - 3 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）は、一般には、間接適用説を採用したものであると理解されているが、はたして、それは本当か。

問 4 - 4 特別職国家公務員である裁判官と自衛官の政治的活動の自由の制約について、一般職国家公務員の場合と比較せよ。

**補足説明 公共の福祉について**

憲法の保障する人権は、絶対無制限のものではない。憲法は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と定める（12 条）。この規定から、国民は人権を濫用してはならないということと、人権には公共の福祉による制限があるということが読み取れる。

日本国憲法には、12 条、13 条、22 条、29 条の 4 か所で「公共の福祉」という文言が登場するが、この文言の解釈をめぐって、さまざまな学説が対立している。

かつては、12 条や 13 条の「公共の福祉」とは、人権の外にあってすべての人権を制約

する原理であり、22条や29条の「公共の福祉」の文言は、特別の意味を持たないという見解（一元的外在制約説）が通説であった。しかし、この見解によれば、公共の福祉という抽象的な文言で広汎な人権制約が容易に肯認されうるという問題点がある。

その後、12条や13条の「公共の福祉」は、訓示的意味にとどまり、人権制約の根拠とはならず、国家の政策的・積極的な規制が認められる経済的自由権と社会権のみに公共の福祉による制約が可能であるという見解（内在・外在二元的制約説）が主張されるに至った。しかし、この見解は、区別が相対化しつつある自由権と社会権とを峻別する必要があることや、訓示的な規定と解されることになる13条を根拠に新しい人権を基礎づけることが困難になってしまうことなど、問題点が多い。

そこで、公共の福祉はすべての人権を制約する原理であり、その制約はすべての人権に内在しているが、さらに権利の性質に応じて制約の程度が異なるという見解（一元的内在制約説）が、有力になっている。すなわち、公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であると解され、自由権一般については、12条や13条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみを認め（自由国家的公共の福祉）、社会権を実質的に保障するためには、22条や29条を根拠に必要な限度で政策的な制約を認めうる（社会国家的公共の福祉）。

とはいえ、いずれにせよ、公共の福祉の原理が一般的な人権制約原理になると考えるのは妥当ではなく、人権制約の妥当性は、各人権の性質や制約の目的・程度などに応じて個別的に考慮すべきである。

ところで、最近では、憲法上保障された権利を個人の自律を根拠に認められる「切り札」としての人権と公共の福祉に基づく権利とに分けるという見解が有力に主張されている（長谷部恭男『憲法〔第4版〕』（新世社、2008年）107-123頁を参照せよ）。

次回から、いよいよ日本国憲法第3章に挙げられている個別の人権について、考えていくこととなります。まず、憲法の第3章の条文（10条から40条まで）に目を通しておい

てください。それぞれの条文がどのような人権を保障しているのか、考えてみましょう。

今回は、13条が規定する幸福追求権について扱うことにします。ところで、この条文は何を保障した規定でしょうか。

また、憲法の条文に規定されていないものについて、憲法は、人権として保障していないのでしょうか。皆さんが人権として考えるものは、すべて10条から40条までに書いてありますか。